

犯罪被害者等施策に関する条例集

(平成 21 年 6 月 1 日現在)

平成 22 年 4 月

内閣府 犯罪被害者等施策推進室

1. 犯罪被害者等支援に特化している条例

(総合的な支援条例及び、見舞金支給条例等)

(注) 条例のほか規則等の提供を受けたものについてはあわせて記載した。

2. 犯罪被害者等支援に特化していない条例

1. 犯罪被害者に特化している条例 (総合的な支援条例・見舞金支給条例)

(1) 都道府県条例

番号	都道府県	条例	ページ
1	宮城県	宮城県犯罪被害者支援条例	1
2	神奈川県	神奈川県犯罪被害者等支援条例	3

(2) 市町村条例

番号	都道府県	市町村	条例	ページ
1	北海道	松前町	松前町犯罪被害者等支援条例	5
2	北海道	広尾町	広尾町犯罪被害者等支援条例	6
3	北海道	本別町	本別町犯罪被害者等支援条例	8
4	秋田県	能代市	能代市犯罪被害者等支援条例	9
5	秋田県	横手市	横手市犯罪被害者等基本条例	10
			横手市犯罪被害者等見舞金支給条例	13
6	秋田県	大館市	大館市犯罪被害者等基本条例	14
			大館市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	15
7	秋田県	男鹿市	男鹿市犯罪被害者等基本条例	16
8	秋田県	由利本荘市	由利本荘市犯罪被害者等基本条例	18
9	秋田県	潟上市	潟上市犯罪被害者等基本条例	19
			潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	20
10	秋田県	大仙市	大仙市犯罪被害者等基本条例	22
11	秋田県	北秋田市	北秋田市犯罪被害者等基本条例	23
12	秋田県	にかほ市	にかほ市犯罪被害者等基本条例	24
			にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例	25
13	秋田県	小坂町	小坂町犯罪被害者等基本条例	26
14	秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村犯罪被害者等支援条例	27
15	秋田県	藤里町	藤里町犯罪被害者等基本条例	28
16	秋田県	三種町	三種町犯罪被害者等基本条例	29
17	秋田県	八峰町	八峰町犯罪被害者等基本条例	30
			八郎潟町犯罪被害者等基本条例	31
18	秋田県	井川町	井川町犯罪被害者等基本条例	32
19	秋田県	大潟村	大潟村犯罪被害者等基本条例	33
20	秋田県	羽後町	羽後町犯罪被害者等基本条例	34
21	秋田県	東成瀬村	東成瀬村犯罪被害者等支援基本条例	35
22	埼玉県	三芳町	三芳町犯罪被害者等支援条例	36
23	埼玉県	嵐山町	嵐山町犯罪被害者等支援条例	38
24	千葉県	成田市	成田市犯罪被害者等支援条例	40
25	千葉県	神崎町	神崎町犯罪被害者等支援条例	42
26	千葉県	多古町	多古町犯罪被害者等支援条例	44
27	東京都	杉並区	杉並区犯罪被害者等支援条例	45
28	東京都	多摩市	多摩市犯罪被害者等支援条例	46
29	神奈川県	寒川町	寒川町犯罪被害者等支援条例	47
30	山梨県	韭崎市	韭崎市犯罪被害者支援条例	48
31	愛知県	犬山市	犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例	49
32	滋賀県	大津市	大津市犯罪被害者等見舞金支給条例	50
33	滋賀県	彦根市	彦根犯罪被害者等支援条例	52
34	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市犯罪被害者等支援条例	54
35	滋賀県	草津市	草津市犯罪被害者等支援条例	55
36	滋賀県	守山市	守山市犯罪被害者支援条例	57
37	滋賀県	栗東市	栗東市犯罪被害者等支援条例	59
38	滋賀県	甲賀市	甲賀市犯罪被害者等支援条例	60
39	滋賀県	野洲市	野洲市犯罪被害者支援条例	61
40	滋賀県	湖南市	湖南市犯罪被害者支援条例	62
41	滋賀県	東近江市	東近江市犯罪被害者等支援条例	63
42	滋賀県	米原市	米原市犯罪被害者等支援条例	65
43	滋賀県	安土町	安土町犯罪被害者等支援条例	66
44	滋賀県	日野町	日野町犯罪被害者等支援条例	67
45	滋賀県	竜王町	竜王町犯罪被害者等支援条例	68
46	滋賀県	愛荘町	愛荘町犯罪被害者支援条例	69
47	京都府	久御山町	久御山町犯罪被害者等支援条例	70
48	大阪府	摂津市	摂津市犯罪被害者等支援条例	71
			摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	72

番号	都道府県	市町村	条例	ページ
49	兵庫県	相生市	相生市犯罪被害者等支援条例	78
50	兵庫県	赤穂市	赤穂市犯罪被害者等支援条例	79
51	兵庫県	宝塚市	宝塚市犯罪被害者支援条例	80
52	兵庫県	丹波市	丹波市犯罪被害者等支援条例	81
53	兵庫県	たつの市	たつの市犯罪被害者等支援条例	82
54	福岡県	宗像市	宗像市犯罪被害者等の支援に関する条例	83
55	熊本県	長洲町	長洲町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	84
56	熊本県	南阿蘇村	南阿蘇村犯罪被害者等基本条例	85

※条例のほか、規則等の提供を受けたものについては、あわせて掲載した。

2. 犯罪被害者に特化していない条例

(1) 都道府県条例

番号	都道府県	条例	ページ
1	岩手県	岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	1
2	福島県	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	3
3	茨城県	茨城県安全なまちづくり条例	6
4	栃木県	栃木県安全で安心なまちづくり推進条例	8
5	埼玉県	埼玉県防犯のまちづくり推進条例	10
6	千葉県	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例	13
7	新潟県	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	16
8	岐阜県	岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	19
9	愛知県	愛知県安全なまちづくり	21
10	京都府	京都府犯罪のない安心安全なまちづくり条例	24
11	兵庫県	地域安全まちづくり条例	26
12	和歌山県	和歌山県安全・安心まちづくり条例	29
13	鳥取県	鳥取県犯罪のないまちづくり条例	32
14	島根県	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	35
15	香川県	香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	38
16	沖縄県	ちゅらうちな一安全なまちづくり条例	40

(2) 市町村条例

番号	都道府県	市町村	条例	ページ
1	北海道	札幌市	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例	42
2	北海道	旭川市	旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例	43
3	北海道	赤平市	赤平市生活安全条例	45
4	北海道	根室市	根室市安全で住みよいまちづくり条例	46
5	北海道	滝川市	滝川市安全・安心地域づくり条例	47
6	北海道	歌志内市	歌志内市生活安全条例(一部改正)	49
7	北海道	富良野市	富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例	50
8	北海道	福島町	福島町安全で住みよい町づくりに関する条例	51
9	北海道	厚沢部町	厚沢部町安全で安心な町づくり条例	52
10	北海道	せたな町	せたな町安全で住みよいまちづくりに関する条例	53
11	北海道	岩内町	岩内町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	54
12	北海道	泊村	住みよい村づくり推進条例	55
13	北海道	神恵内村	神恵内村安全で安心な村づくり条例	56
14	北海道	赤井川村	赤井川村生活安全条例	57
15	北海道	月形町	月形町安全で安心なまちづくり条例	58
16	北海道	新十津川町	新十津川町安全で安心なまちづくり条例	59
17	北海道	秩父別町	秩父別町生活安全条例	60
18	北海道	雨竜町	雨竜町生活安全条例	61
19	北海道	北竜町	北竜町安全で住みよい町づくりに関する条例	62
20	北海道	沼田町	沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例	63
21	北海道	幌加内町	幌加内町生活安全推進条例	64
22	北海道	比布町	比布町安全で住みよい町づくり条例	65
23	北海道	愛別町	愛別町安全で安心なまちづく条例	66
24	北海道	東川町	東川町犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例	67
25	北海道	南富良野町	南富良野町生活安全条例(南富良野町の生活安全条例の一部改正で支援の項目を盛り込む)	69
26	北海道	和寒町	和寒町生活安全推進条例	70
27	北海道	下川町	下川町交通安全と防犯に関する基本条例	71
28	北海道	音威子府村	音威子府村安全で住みよいむらづくりに関する基本条例	72
29	北海道	中川町	中川町交通安全と防犯に関する基本条例	73
30	北海道	増毛町	増毛町安全で住みよいまちづくり条例	74
31	北海道	小平町	小平町生活安全条例	75
32	北海道	苫前町	苫前町安全で住みよいまちづくり条例	76
33	北海道	羽幌町	羽幌町安全で住みよいまちづくり条例	77
34	北海道	初山別村	初山別村明るく住みよいまちづくり条例	78
35	北海道	天塩町	天塩町安全で住みよいまちづくりに関する条例	79
36	北海道	中頓別町	中頓別町生活安全条例	80

番号	都道府県	市町村	条例	ページ
37	北海道	枝幸町	枝幸町生活安全条例	81
38	北海道	豊富町	豊富町安全で住み良いまちづくりに関する条例	82
39	北海道	雄武町	雄武町民生活動安全条例	83
40	北海道	浦河町	浦河町安全で住みよいまちづくりに関する条例	84
41	北海道	様似町	様似町安全で住みよいまちづくり条例	85
42	北海道	えりも町	えりも町生活安全条例	86
43	北海道	士幌町	士幌町安全で安心なまちづくり条例	87
44	北海道	上士幌町	上士幌町安全で安心なまちづくり条例	88
45	北海道	新得町	生活安全条例	89
46	北海道	芽室町	芽室町生活安全条例	90
47	北海道	大樹町	大樹町地域安全条例	91
48	北海道	幕別町	幕別町生活安全条例	92
49	北海道	池田町	池田町生活安全推進条例	93
50	北海道	足寄町	足寄町地域生活安全条例	94
51	北海道	浦幌町	浦幌町生活安全推進条例	95
52	北海道	釧路町	釧路町生活安全推進条例の一部を改正する条例	96
53	北海道	弟子屈町	弟子屈町生活安全条例	97
54	北海道	別海町	別海町安全で住みよいまちづくり条例	98
55	北海道	中標津町	中標津町安全で住みよいまちづくり条例	99
56	北海道	標津町	標津町安全で住みよいまちづくり条例	100
57	北海道	羅臼町	羅臼町安全で住みよいまちづくり条例	101
58	東京都	日野市	日野市被害者、遺族等支援条例	102
59	神奈川県	横須賀市	犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	103
60	神奈川県	座間市	座間市災害見舞金支給条例	105
61	新潟県	新潟市	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	108
62	新潟県	十日町市	十日町市犯罪のない安全安心なまちづくり条例	111
63	新潟県	上越市	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例	113
64	福井県	福井市	福井市生活安全条例	116
65	岐阜県	岐阜市	岐阜市くらしの安全条例	117
66	岐阜県	大垣市	大垣市安全安心まちづくり条例	118
67	岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町生活安全条例	120
68	滋賀県	長浜市	長浜市防犯の推進に関する条例	121
69	京都府	京丹後市	京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	122
70	大阪府	高槻市	高槻市災害見舞金等支給条例	123
71	大阪府	松原市	松原市災害見舞金支給条例	124
72	島根県	出雲市	出雲市安全で安心なまちづくり条例	125
73	長崎県	長与町	長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	130
74	熊本県	植木町	植木町安全で安心なまちづくり条例	131
75	熊本県	甲佐町	甲佐町あんしんで安全な町づくり条例	132
76	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市安心安全まちづくり条例	133
77	鹿児島県	曾於市	曾於市安全・安心まちづくり条例	135
78	鹿児島県	加治木町	加治木町安全安心まちづくり条例	136

I. 犯罪被害者等支援に特化している条例

○宮城県犯罪被害者支援条例.....	1
○神奈川県犯罪被害者等支援条例.....	3
○松前町犯罪被害者等支援条例.....	5
○広尾町犯罪被害者等支援条例.....	6
○本別町犯罪被害者等支援条例.....	8
○能代市犯罪被害者等支援条例.....	9
○横手市犯罪被害者等基本条例.....	10
○横手市犯罪被害者等見舞金支給条例.....	11
・横手市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則.....	13
○大館市犯罪被害者等基本条例.....	14
○大館市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例.....	15
○男鹿市犯罪被害者等基本条例.....	16
○男鹿市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則.....	17
○由利本荘市犯罪被害者等基本条例.....	18
○潟上市犯罪被害者等基本条例.....	19
○潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例.....	20
○大仙市犯罪被害者等基本条例.....	22
○北秋田市犯罪被害者等基本条例.....	23
○にかほ市犯罪被害者等基本条例.....	24
○にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例.....	25
○小坂町犯罪被害者等基本条例.....	26
○上小阿仁村犯罪被害者等支援条例.....	27
○藤里町犯罪被害者等基本条例.....	28
○三種町犯罪被害者等基本条例.....	29
○八峰町犯罪被害者等基本条例.....	30
○八郎潟町犯罪被害者等基本条例.....	31
○井川町犯罪被害者等基本条例.....	32
○大潟村犯罪被害者等基本条例.....	33
○羽後町犯罪被害者等基本条例.....	34
○東成瀬村犯罪被害者等支援基本条例.....	35
○三芳町犯罪被害者等支援条例.....	36
・三芳町犯罪被害者等支援条例施行規則.....	37
○嵐山町犯罪被害者等支援条例.....	38
・嵐山町犯罪被害者等支援条例施行規則.....	39
○成田市犯罪被害者等支援条例.....	40
○神崎町犯罪被害者等支援条例.....	42
・神崎町犯罪被害者等支援条例施行規則.....	43
○多古町犯罪被害者等支援条例.....	44
○杉並区犯罪被害者等支援条例.....	45
○多摩市犯罪被害者等支援条例.....	46

○寒川町犯罪被害者等支援条例	47
○韮崎市犯罪被害者支援条例.....	48
○犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例.....	49
○大津市犯罪被害者等見舞金支給条例.....	50
・大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則	51
○彦根市犯罪被害者等支援条例	52
・彦根市犯罪被害者等支援条例施行規則.....	53
○近江八幡市犯罪被害者等支援条例.....	54
○草津市犯罪被害者等支援条例	55
・草津市犯罪被害者等支援条例施行規則.....	56
○守山市犯罪被害者支援条例.....	57
・守山市犯罪被害者支援条例施行規則.....	58
○栗東市犯罪被害者等支援条例	59
○甲賀市犯罪被害者等支援条例	60
○野洲市犯罪被害者支援条例.....	61
○湖南市犯罪被害者等支援条例	62
○東近江市犯罪被害者等支援条例.....	63
・東近江市犯罪被害者等支援条例施行規則	64
○米原市犯罪被害者等支援条例	65
○安土町犯罪被害者等支援条例	66
○日野町犯罪被害者等支援条例	67
○竜王町犯罪被害者等支援条例	68
○愛荘町犯罪被害者支援条例.....	69
○久御山町犯罪被害者等支援条例.....	70
○摂津市犯罪被害者等支援条例	71
○摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例.....	72
・摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則	73
・摂津市犯罪被害者等日常生活支援に関する実施要綱.....	74
・摂津市犯罪被害者等賃貸住宅家賃等の補助に関する実施要綱	76
・摂津市被害者参加人公判期日出席旅費の補助に関する実施要綱.....	77
○相生市犯罪被害者等支援条例	78
○赤穂市犯罪被害者等支援条例	79
○宝塚市犯罪被害者支援条例.....	80
○丹波市犯罪被害者等支援条例	81
○たつの市犯罪被害者等支援条例.....	82
○宗像市犯罪被害者等の支援に関する条例	83
○長洲町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例.....	84
○南阿蘇村犯罪被害者等基本条例.....	85

○宮城県犯罪被害者支援条例

平成十五年十二月十七日

宮城県条例第七十六号

宮城県犯罪被害者支援条例をここに公布する。

宮城県犯罪被害者支援条例

目次

第一章	総則(第一条—第五条)
第二章	被害者支援の推進体制(第六条・第七条)
第三章	宮城県犯罪被害者支援審議会(第八条)
第四章	犯罪被害者支援推進計画(第九条)
第五章	基本的施策(第十条—第十四条)
第六章	普及啓発(第十五条—第十八条)
第七章	雑則(第十九条—第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪行為(これと同視すべき事情にある場合を含む。以下同じ。)により被害を受けた者及びその遺族(以下「被害者等」という。)の支援に関し必要な事項を定めることにより、被害者等に対する総合的な支援を推進し、被害者等が受けた被害の早期軽減を図るとともに、連帯共助の精神にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 被害者等の支援は、被害者等の置かれている状況の十分な理解の下に、被害者等の立場に立って推進されなければならない。

2 被害者等の支援は、県民の発意が尊重され、より多くの県民が自主的に参加するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、被害者等の支援に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 県は、被害者等の支援に関する施策の効果的な推進を図るため、国及び他の地方公共団体との連携を確保するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、地域の実情に応じた被害者等の支援に関する施策を推進するとともに、県が実施する被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、第二条に規定する基本理念に基づき、被害者等の支援に関する理解を深めるよう努めるものとする。

第二章 被害者支援の推進体制

(宮城県犯罪被害者支援連絡協議会の設置)

第六条 県は、被害者等の支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互協力及び連携の下に効果的に実施するため、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、関係行政機関、被害者等を支援している民間の団体(以下「民間団体」という。)、被害者等の支援に関連を有する事業者(以下「事業者」という。)及び学識経験者をもって構成する。

(警察署単位の推進体制)

第七条 警察署長は、その管轄区域において、関係行政機関、民間団体、事業者及び学識経験者との協働による被害者等の支援に関する施策の推進体制を整備するものとする。

第三章 宮城県犯罪被害者支援審議会

第八条 被害者等の支援に関する基本的な施策及び重要事項を審議するため、公安委員会の附属機関として、宮城県犯罪被害者支援審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、公安委員会が任命する委員十人以内で組織する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

8 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第四章 犯罪被害者支援推進計画

第九条 公安委員会は、被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者支援推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 被害者等の支援に係る施策の実施に関する事項
- 被害者等の支援に係る役割分担及び連携に関する事項
- 被害者等の支援に係る市町村の施策に対する助言に関する事項
- 被害者等の支援に従事する者の養成に関する事項
- 民間団体の活動の促進に関する事項
- 被害者等の支援に係る広報啓発に関する事項
- 被害者等の支援に係る情報の提供に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、被害者等の支援に関し必要な事項

3 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

5 公安委員会は、推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第五章 基本的施策

(被害者支援員の登録)第十条 公安委員会は、公安委員会規則で定めるところにより、被害者等の支援に関して専門的な知識、技術及び経験を有すると認められる者を被害者支援員として登録することができる。

2 被害者支援員は、被害者等の相談に応じるとともに、役務の提供その他の方法により被害者等の援助を行うものとする。

3 公安委員会は、被害者等が支援を必要としていると認める場合において、当該被害者等の求めがあったときには、被害者支援員の同意を得て、当該被害者支援員を紹介することができる。

4 公安委員会は、被害者支援員の同意を得て、民間団体に対し、当該被害者支援員を紹介することができる。

5 公安委員会は、被害者支援員が円滑な支援を行うために必要な知識又は技術の提供その他の必要な配慮を加えるもの

とする。

(被害者等の支援に従事する者の養成)

第十一条 県は、関係行政機関及び民間団体と協力して、被害者等の支援に従事する者の養成を行うものとする。

(代理被害の防止)

第十二条 県は、被害者支援員その他被害者等の支援を行う者が、代理被害(被害者等の支援を行う過程で被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける強い精神的な被害をいう。)を受けることを防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者等の平穏な生活の確保)

第十三条 県は、被害者等が、犯罪行為に関連してその生命、身体若しくは財産に危害を加えられようとしている場合又はその意に反して他人から特定の行為をするように求められている場合において、平穏に生活することができなくなるおそれがあると認められるときは、被害者等を保護する施設の利用等に関して、情報の提供、あつせんその他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の支援に関し、必要に応じ、協議会、関係行政機関、民間団体及び事業者の協力を求めることができる。

(民間団体の活動の支援)

第十四条 県は、民間団体に対し、その活動を促進するため、活動場所の提供、被害者等の支援に関する知識又は技術の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六章 普及啓発

(広報啓発)

第十五条 県は、被害者等の支援の重要性に対する県民の意識を高揚し、県民の被害者等の支援に関する取組みへの参加を促進するため、広報啓発に努めるものとする。

(情報提供等)

第十六条 県は、被害者等の支援に資する活動の促進を図るため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十七条 公安委員会は、被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

(表彰)

第十八条 知事は、被害者等の支援に関し顕著な功績があったものを表彰することができる。

第七章 雑則

(財政上の措置)

第十九条 県は、被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第二十条 公安委員会は、毎年度、被害者等の支援に関して講じた施策を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

○神奈川県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (6) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力に努めるものとする。

3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人

材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が配慮に欠ける言動により更なる被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)

2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例(平成16年神奈川県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第5章を削る。

第6章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第34条を第33条とする。

第7章を第6章とする。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○松前町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、松前町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 事業者 町内において事業を営む個人又は法人等の代表者をいう。
- (4) 関係機関等 国、北海道その他の関係機関及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適切な取扱いの確保に配慮しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のために施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むようにできるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(日常生活の支援)

第7条 町は、犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対し、保険医療サービス及び福祉サービス等の相談及び援助等必要な支援を行うものとする。

2 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における特別な配慮等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第8条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援)

第9条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な就業の支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 町は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(連携協力)

第11条 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○広尾町犯罪被害者等支援条例

平成21年3月16日
条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、広尾町（以下「町」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の整備に関する事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとする。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った方及びその家族又は遺族で、町内に住所を有するものをいう。
- (3) 関係機関等 警察署等国及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、基本的人権を保障することを旨とし、犯罪被害者等が被った心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に資するものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関等との適切な役割分担を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。

2 町は、町民及び事業者（以下「町民等」という。）に対し、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報を提供し、犯罪被害者等の支援についての理解を広げるための施策を講ずる責務を有する。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めなければならない。

2 町民等は、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び調整)

第6条 町は、犯罪被害者等からの相談に応じ、町及び関係機関等が行う施策又は支援活動に関する情報提供、助言及び手続補助等の必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行うものとする。

2 町は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置する。

3 前項に定める窓口の設置に当たっては、犯罪被害者等の利便、秘密及び名誉の保持並びに安全の確保に配慮するよう努めなければならない。

(住居の提供等)

第7条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、一時的な利用のための住居の提供等の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、家事等の援助者の派遣等の必要な支援を行うものとする。

(経済的支援)

第9条 町は、犯罪等により応急に資金を必要とする犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、資金の貸付けを行うことができる。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第10条 町は、犯罪被害を受けた方（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた方に限る。以下「被害者」という。）があるときは、被害者又は遺族に対し、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第11条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪等により死亡した方の第1順位遺族（次条第2項の規定による第1順位の遺族をいう。）
- (2) 傷害見舞金 犯罪等により傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）を受けた方

(遺族の範囲及び順位)

第12条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる方のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)

第13条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他当該犯罪等につき、犯罪被害者等にも、その責めに帰すべき行為が

あったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第14条 犯罪被害者等見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

2 死亡した者がその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金の支給を受けている場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

(支給の申請)

第15条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする方は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給決定等)

第16条 町長は、前条第1項の申請があった場合には、速やかに、犯罪被害者等見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定(以下「支給決定等」という。)を行わなければならない。

2 町長は、支給決定等を行うため必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

(犯罪被害者等見舞金の返還)

第17条 町長は、偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 犯罪被害者等見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(支援体制の整備)

第19条 町は、地域における犯罪被害者等の支援を総合的かつ効果的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第20条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないときと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(関係機関等との連携協力)

第21条 町は、円滑で効果的な犯罪被害者等の支援を行うため、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○本別町犯罪被害者等支援条例

平成20年12月17日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 事業者 町内において事業を営む個人、法人等の代表者をいう。
- (4) 関係機関等 国、北海道その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民等の責務)

第5条 町民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(日常生活の支援)

第7条 町は、犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対し、支援情報及び医療・福祉サービスの相談、提供等必要な支援を行うものとする。

2 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅等の入居における特別な配慮等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第8条 町は、関係機関と連携して、犯罪被害者等が再び被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援)

第9条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第10条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるとき。

(連携協力)

第11条 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○能代市犯罪被害者等支援条例

平成 19 年 3 月 22 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った市民及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に対する支援等について定め、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。
- (2) 関係機関等 国、秋田県、その他関係機関、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体、その他関係するものをいう。
- (3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等への支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(市が実施する支援)

第 4 条 市は、犯罪被害者等に対し、関係機関等との連携を図り、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等への支援に関する情報の提供等を行う窓口の設置
- (2) 施設への入所による保護、個人情報等の適切な取扱い等による安全の確保
- (3) 犯罪被害者等への援助を行う団体に対する支援
- (4) その他犯罪被害者等への必要な支援

2 犯罪被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した、又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、前項第 2 号及び第 4 号に掲げる支援を行わないことができる。

(見舞金の支給)

第 5 条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は身体に傷害(医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するとされた場合に限る。以下同じ。)を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、見舞金を支給する。

(見舞金の種類)

第 6 条 見舞金の種類は、犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族に支給する遺族見舞金及び犯罪行為により身体に傷害を受けた者に支給する傷害見舞金とする。

(見舞金の額)

第 7 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 300,000 円
- (2) 傷害見舞金 100,000 円

(遺族の範囲及び順位)

第 8 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡時において、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡時において被害者の収入によって生計を維持していたときあっては同項第 2 号の子と、その他のときあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちあってはそれぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しない。

- (1) 被害者に当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為があった場合
- (2) 被害者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合
- (3) 被害者に当該犯罪行為に関連する不正な行為があった場合
- (4) 被害者が当該犯罪行為を容認していた場合
- (5) 被害者が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属していた場合(その組織に属していたことが被害を受けたことに関連がないと認められる場合を除く。)
- (6) 被害者が当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合
- (7) 前各号に掲げるほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき認められる場合

(見舞金の支給申請)

第 10 条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給等の決定)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、速やかに見舞金の支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第 9 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該見舞金を返還させるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条から第 12 条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

○横手市犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、横手市(以下「市」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(市を除く。)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 市民等 市内に居住、通勤、通学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たし、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、及び連携を密にし、施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 市は、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図り、犯罪被害者等からの相談への対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及びその他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識及び技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 市は、犯罪等により日常生活が困難となった市内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービス提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、市内に住所を有する犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供並びに財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、又は誘発し、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 29 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○横手市犯罪被害者等見舞金支給条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、市民の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を受けた者に対して犯罪被害者等見舞金を支給し、生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害

(2) 市民 本市において住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者

(3) 傷害 医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するもの

(4) 犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。) 第 4 条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金

(見舞金の支給)

第 3 条 市長は、市民で犯罪被害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、その遺族(当該犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有しない者を除く。)又は被害者に対し、見舞金を支給する。

(見舞金の種類)

第 4 条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族(次条第 3 項及び第 4 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った者

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときであつては同項第 2 号の子と、その他のときであつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちであつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。(見舞金を支給しない場合)

第 6 条 次に掲げる場合は、見舞金を支給しない。

(1) 道路交通法による交通事故のとき。

(2) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(3) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第 7 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30 万円

(2) 傷害見舞金 10 万円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合は、前項第 1 号に定める額をその人数で除して得た額とする。

3 傷害見舞金の支給後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、市長は、第 1 項第 1 号に規定する遺族見舞金の額から支給した傷害見舞金の額を引いて得た額を遺族見舞金として当該遺族に支払うものとする。

(見舞金の支給の申請)

第 8 条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為が発生した日から 2 年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給の決定等)

第 9 条 前条第 1 項の申請があつた場合には、市長は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

2 市長は、第 1 項の決定(以下「決定」という。)を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を申請者に通知しなければならない。

(決定のための調査等)

第 10 条 市長は、見舞金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、申請者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 市長は、見舞金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関、その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなく、第 1 項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、市長は、その申請を却下することができる。

(見舞金の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者又は見舞金の支給後に第 6 条の規定に該当することが判明した者があつたときは、その者から、当該見舞金を返還させることができる。

(時効)

第 12 条 第 9 条第 2 項により市長から見舞金の支給をする旨の通知を受けた者が、通知書を受け取った日から 2 年以内に規則で定めるところにより市長に見舞金の支払を請求しないときは、見舞金の支給を受ける権利は、時効により消滅する。

(見舞金の支給を受ける権利の保護)

第 13 条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することができない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、この条例の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

・横手市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則

平成 18 年 4 月 1 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横手市犯罪被害者等見舞金支給条例(平成 18 年横手市条例第 5 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、横手市犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金を支給しない場合)

第 2 条 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第 5 条の第 1 順位遺族(第 1 順位遺族が 2 人以上いるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、条例第 6 条第 2 号又は第 4 号の規定により、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあった場合を含む。)
- (2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (3) 3 親等内の親族
- (4) 同居の親族

第 3 条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、条例第 6 条第 3 号又は第 4 号の規定により、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- (2) 当該犯罪行為を誘発する行為(軽度な暴行又は侮辱等を除く。)
- (3) 当該犯罪行為に関連する不正な行為

第 4 条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、条例第 6 条第 4 号の規定により、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していたことが当該犯罪行為による被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(遺族見舞金の支給の申請)

第 5 条 遺族見舞金の支給について、条例第 8 条第 1 項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族見舞金支給申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書
- (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (4) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第 1 順位遺族であることを証明することができる書類

(傷害見舞金の支給の申請)

第 6 条 傷害見舞金の支給について、条例第 8 条第 1 項の申請をしようとする者は、負傷した日及び負傷の状態に関する医師の診断書その他の書類を添えて、傷害見舞金支給申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第 7 条 条例第 9 条の通知は、見舞金支給等結果(決定)通知書(様式第 3 号)により行わなければならない。

2 市長は、見舞金を支給する旨の通知をするときは、当該見舞金の支給を受けるべき者に対し、併せて見舞金支払請求書(様式第 4 号)を交付しなければならない。

(給付金の支払の請求)

第 8 条 見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第 2 項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第 9 条 この規則の規定により同一の世帯に属する 2 人以上の者が同時に申請書を提出する場合において、一方の申請書に添えなければならない書類により、他方の申請書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができる場合は、他方の申請書の備考欄にその旨を記載して、他方の申請書に添えなければならない当該書類は省略することができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類を省略させることができる。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○大館市犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 9 月 27 日
条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援等のための施策に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、在勤し、在学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援等のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 市は、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援等に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させる等支援等を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 市は、犯罪等により日常生活が困難となった犯罪被害者等で市内に住所を有するものに対し、必要な情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深める等就業の支援を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するため、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発した場合又は集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときには、支援を行わないことができる。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

○大館市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

平成 18 年 9 月 27 日

条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた市民に対し、犯罪被害者等見舞金を支給することにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市長は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害(医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。)を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者(当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有しない者を除く。以下同じ。)又はその遺族(当該犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有しない者を除く。以下同じ。)に対し、犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(見舞金の種類)

第 4 条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族(次条第 3 項及び第 4 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も同様とする。

(見舞金を支給しない場合)

第 6 条 次に掲げる場合には、見舞金を支給しない。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(見舞金の額)

第 7 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30 万円

(2) 傷害見舞金 10 万円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合は、前項第 1 号に定める額をその人数で除して得た額とする。

3 被害者について傷害見舞金を支給する旨の決定をした後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、市長は、傷害見舞金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族見舞金を支給する責めを免れる。

(見舞金の支給の申請)

第 8 条 見舞金の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為が発生した日から 2 年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給の決定等)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の申請があつた場合には、速やかに、見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定をするものとする。

2 市長は、前条第 1 項の申請があつた場合において、加害者を知ることができない等当該犯罪行為に係る事実関係に関し、速やかに第 6 条各号に掲げる事由を確認することができない事情がある場合で、特に必要があると認めるときは、見舞金を支給する旨の決定をすることができる。

3 市長は、第 1 項の決定をしたときは、別に定めるところにより、速やかに、その内容について、前条第 1 項の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、通知しなければならない。

(決定のための調査等)

第 10 条 市長は、前条第 1 項の決定をするため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 市長は、前条第 1 項の決定をするため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が正当な理由がなく、第 1 項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、市長は、その申請を却下することができる。

(見舞金の返還)

第 11 条 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者又は見舞金の支給後において第 6 条各号の規定に該当することが判明した者があるときは、市長は、その者に当該見舞金を返還させるものとする。

(見舞金の支給を受ける権利の保護)

第 12 条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、この条例の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

○男鹿市犯罪被害者等基本条例

平成 19 年 3 月 23 日条例第 7 号

男鹿市犯罪被害者等基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、男鹿市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関（市を除く。）、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下「民間団体」という。）その他の関係する者をいう。

(3) 市民等 市内に居住、通勤、通学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を果たし、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 市は、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図り、犯罪被害者等からの相談への対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識及び技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 市は、犯罪等により日常生活が困難となった市内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、市内に住所を有する犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供並びに財政上の援助等必要な援助を行うことができる。

(支援を行わない場合)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発した場合又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○男鹿市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則

平成 20 年 3 月 26 日規則第 6 号

男鹿市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男鹿市犯罪被害者等見舞金支給条例(平成 20 年男鹿市条例第 5 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しない場合)

第 2 条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は条例第 4 条第 1 号の第 1 順位遺族(第 1 順位遺族が 2 人以上いるときは、そのいずれかの者。以下「犯罪被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があったときは、条例第 6 条第 1 号又は第 3 号の規定により、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (3) 3 親等内の親族
- (4) 同居の親族

第 3 条 犯罪被害について、犯罪被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、条例第 6 条第 2 号又は第 3 号の規定により、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫(ほう)助する行為
- (2) 当該犯罪行為を誘発する行為(軽度な暴行又は侮辱等を除く。)
- (3) 当該犯罪行為に関連する不正な行為

第 4 条 犯罪被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、条例第 6 条第 3 号の規定により、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していたことが当該犯罪行為による被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(遺族見舞金の支給の申請)

第 5 条 遺族見舞金の支給について、条例第 8 条第 1 項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族見舞金支給申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書
- (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (4) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第 1 順位遺族であることを証明することができる書類

(傷害見舞金の支給の申請)

第 6 条 傷害見舞金の支給について、条例第 8 条第 1 項の申請をしようとする者は、負傷した日及び負傷の状態に関する医師の診断書その他の書類を添えて、傷害見舞金支給申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第 7 条 条例第 9 条第 2 項の通知は、見舞金支給等結果(決定)通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金を支給する旨の通知をするときは、当該見舞金の支給を受けるべき者に対し、併せて見舞金支払請求書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支払の請求)

第 8 条 犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第 2 項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第 9 条 この規則の規定により同一の世帯に属する 2 人以上の者が同時に申請書を提出する場合において、一方の申請書に添えなければならない書類により、他方の申請書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができる場合は、他方の申請書の備考欄にその旨を記載して、他方の申請書に添えなければならない当該書類を省略させることができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類を省略させることができる。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係) 略

様式第 2 号(第 6 条関係) 略

○由利本荘市犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 9 月 28 日

条例第 71 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 市民等 市内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、連携を密にして施策を策定し、実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等が直面している各般の問題に関する相談対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、その他犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2. 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(保健医療及び福祉の支援等)

第 6 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により、心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した、又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○潟上市犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、潟上市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(市を除く。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 市民等 市内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 市は、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 市は、犯罪等により日常生活が困難となった市内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 23 日条例第 17 号)

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

○潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市長が、犯罪行為により傷害を受けた市民又は犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族に対して犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の支給等を行うことにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市長は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害(医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。)を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者(当該犯罪行為が行われたときにおいて、市内に住所を有しない者を除く。)又はその遺族(当該犯罪行為が行われたときにおいて、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、見舞金を支給する。

(見舞金の種類)

第 4 条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第 3 項及び第 4 項の規定による第一順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った者

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も同様とする。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30 万円

(2) 傷害見舞金 10 万円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合は、前項第 1 号に定める額をその人数で除して得た額とする。

3 被害者について傷害見舞金を支給する旨決定した後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、市長は、傷害見舞金の額の限度において、当該被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

(見舞金の支給の申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為が発生した日から 2 年を経過するときは、することができない。

(見舞金の支給の決定等)

第 8 条 前条第 1 項の申請があつた場合には、市長は、速やかに、見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定を行うものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事由を確認した上でなければ、見舞金を支給する旨の決定を行うことはできない。

(1) 被害者に次のいずれかに該当する行為がないこと。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫ほう助する行為

イ 当該犯罪行為を誘発する行為(軽度な暴行又は侮辱等を除く。)

ウ 当該犯罪行為に関連する不正な行為

(2) 被害者に次のいずれかに該当する事由がないこと。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していたことが当該犯罪行為による被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(3) 前 2 号に掲げる事由のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないことと認める事由がないこと。

3 前項の規定にかかわらず、加害者を知ることができない等当該犯罪等に係る事実関係に関し、速やかに同項各号に掲げる事由を確認できない事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるときには、市長は、見舞金を支給する旨の決定を行うことができる。

4 市長は、第 1 項の決定(以下単に「決定」という。)を行つたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を申請者に通知しなければならない。

(決定のための調査等)

第 9 条 市長は、決定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 市長は、決定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなく、第 1 項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、市長は、その申請を却下することができる。

(不正利得の徴収)

第 10 条 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者又は見舞金の支給後において第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当しないことが判明した者があるときは、市長は、その者から、当該見舞金を返還させるものとする。

(時効)

第11条 第8条第4項により市長から見舞金の支給をする旨の通知を受けた者が、2年以内に規則で定めるところにより市長に見舞金の支払を請求しないときは、見舞金の支給を受ける権利は、時効により消滅する。

(見舞金の支給を受ける権利の保護)

第12条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することができない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行し、この条例の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

○大仙市犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 3 月 22 日

条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、大仙市(以下「市」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 市民等 市内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、法に定める市の責務を果たすため、関係機関等との適切な役割分担を踏まえつつ、相互の連携を密にして犯罪被害者等の支援等に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報提供のための窓口の設置等)

第 5 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等が直面している各般の問題に関する相談対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2. 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 6 条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第 11 条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について市民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(その他の支援)

第 12 条 市は、第 5 条から前条までに定めるもののほか、法に定める基本的施策の実現に努めるものとする。

(支援を行わない場合)

第 13 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発し、又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事実があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 14 条 市は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があつた場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 24 日条例第 67 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○北秋田市犯罪被害者等基本条例

平成 19 年 3 月 29 日条例第 14 号

改正

平成 20 年 7 月 1 日条例第 19 号

北秋田市犯罪被害者等基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援等のための施策に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下「民間団体」という。）その他の関係する者をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、在勤し、在学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援等のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 市は、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援等に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させる等支援等を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 市は、犯罪等により日常生活が困難となった犯罪被害者等で市内に住所を有するものに対し、必要な情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深める等就業の支援を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するため、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発した場合又は集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときには、支援を行わないことができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○にかほ市犯罪被害者等基本条例

平成 19 年 3 月 23 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、にかほ市(以下「市」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めることなどにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(市を除く。)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 市民等 市内に居住、通勤、通学又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たし、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、連携を密にし、施策を策定し実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 市は、市の関係部署及び関係機関等との間で調整を図り、犯罪被害者等からの相談への対応、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及びその他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識及び技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 市は、犯罪等により日常生活が困難となった市内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービス提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 市は、関係機関等と連携して、市内に住所を有する犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成するなど地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 市は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供並びに財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、又は誘発し、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたなどの事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 19 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例

平成 19 年 3 月 23 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、市民の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を受けた者に対して犯罪被害者等見舞金を支給し、生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害

(2) 市民 本市において住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者

(3) 傷害 医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するもの

(4) 犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)第 4 条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金

(見舞金の支給)

第 3 条 市長は、市民で犯罪被害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、その遺族(当該犯罪行為が行われたときにおいて、日本国内に住所を有しない者を除く。)又は被害者に対し、見舞金を支給する。

(見舞金の種類)

第 4 条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族(次条第 3 項及び第 4 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った者

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときであつては同項第 2 号の子と、その他のときであつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちであつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。(見舞金の支給制限)

第 6 条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき

(見舞金の額)

第 7 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30 万円

(2) 傷害見舞金 10 万円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合は、前項第 1 号に定める額をその人数で除して得た額とする。

3 傷害見舞金の支給後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、市長は、第 1 項第 1 号に規定する遺族見舞金の額から支給した傷害見舞金の額を引いて得た額を遺族見舞金として当該遺族に支払うものとする。

(見舞金の支給の申請)

第 8 条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為が発生した日から 2 年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給の決定等)

第 9 条 前条第 1 項の申請があつた場合には、市長は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

2 市長は、第 1 項の決定(以下「決定」という。)を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を申請者に通知しなければならない。

(決定のための調査等)

第 10 条 市長は、見舞金の決定を行うため必要があると認めるときは、申請者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 市長は、見舞金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関、その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなく、第 1 項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、市長は、その申請を却下することができる。

(見舞金の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者又は見舞金の支給後に第 6 条の規定に該当することが判明した者があるときは、その者から、当該見舞金を返還させることができる。

(時効)

第 12 条 第 9 条第 2 項により市長から見舞金の支給をする旨の通知を受けた者が、通知書を受け取った日から 2 年以内に規則で定めるところにより市長に見舞金の支払いを請求しないときは、見舞金の支給を受ける権利は、時効により消滅する。

(見舞金の支給を受ける権利の保護)

第 13 条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することができない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行し、この条例の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

○小坂町犯罪被害者等基本条例

平成18年12月19日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、小坂町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(町を除く。)、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 町民等 町内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、法に定める町の責務を果たすため、関係機関等との適切な役割分担を踏まえつつ、相互の連携を密にして犯罪被害者等の支援等に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第5条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、町の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第6条 町は、犯罪等により日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、保健医療サービス及び福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第7条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(就業の支援等)

第8条 町は、関係機関と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第9条 町は、関係機関と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講じるものとする。

(民間団体に対する援助)

第10条 町は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第11条 町は、被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発した又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

○上小阿仁村犯罪被害者等支援条例

(平成 18 年 3 月 14 日条例第 14 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、上小阿仁村(以下「村」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(村を除く。)、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 村民等 村内に住居、在勤、在学又は滞在している者及び村内において事業活動を行っている者をいう。

(村の責務)

第 3 条 村は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(村民等の責務)

第 4 条 村民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 村は、村の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 村は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 村は、犯罪等により日常生活が困難となった村内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講じるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 村は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 村は、被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○藤里町犯罪被害者等基本条例

(平成 18 年 6 月 30 日条例第 21 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、藤里町（以下「町」という。）における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

[犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）]

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関（町を除く。）、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下「民間団体」という。）その他の関係する者をいう。

(3) 町民等 町内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして適切に対応するものとする。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 町は、町の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、支援を行うために必要な知識、技能等を身につかせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 町は、犯罪等により日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導等、適切な取扱いを講ずることに努めるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わない場合)

第 10 条 町は、被害者等が犯罪等を容認していた又は、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと思認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 11 条 町長は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

○三種町犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 7 月 1 日

条例第 216 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、三種町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 町民等 町内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、実施するものとする。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 町は、町の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 町は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係わる指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害等支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 町は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 町は、被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 12 条 町長は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 16 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○八峰町犯罪被害者等基本条例

(平成 18 年 9 月 12 日条例第 173 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、八峰町（以下「町」という。）における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関（町を除く。）、犯罪被害者等給付金の支給に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）に定める犯罪被害者等早期援助団体、その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体（以下「民間団体」という。）及びその他の関係する者をいう。

(3) 町民等 町内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、犯罪被害者等の支援に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を蜜にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するように努めなければならない。

(窓口の設置)

第 5 条 町は、町の関係部署及び関係機関との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報提供、その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるように努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 町は、犯罪等により日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 町は、関係機関と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援)

第 8 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援当を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 町は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 町は、被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○八郎潟町犯罪被害者等基本条例

平成十八年六月十九日

条例第十八号

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国の債務にのっとり、八郎潟町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。

二 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(市を除く。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

三 町民等 町内の居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行つている者をいう。

(町の責務)

第三条 町は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民等の責務)

第四条 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第五条 町は、町の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等への支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第六条 町は、犯罪等により日常生活が困難となつた町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第七条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(就業の支援等)

第八条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第九条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講じるものとする。

(民間団体に対する援助)

第十条 町は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第十一条 町は、被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第十二条 町は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があつた場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

○井川町犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 6 月 21 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、井川町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等

犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等

国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(町を除く。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(平成 20 年法律第 15 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 町民等

町内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 町は、町の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 町は、犯罪等により日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 町は、関係機関と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講じるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 町は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発し、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 10 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大潟村犯罪被害者等基本条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、大潟村(以下「村」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

(3) 村民等 村内に住居、在勤、在学又は滞在している者及び村内において事業活動を行っている者をいう。

(村の責務)

第 3 条 村は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し実施するものとする。

(村民等の責務)

第 4 条 村民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 村は、村の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 村は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 村は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった村内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、又は、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(就業の支援等)

第 8 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講じるものとする。

(民間団体に対する援助)

第 10 条 村は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 村は、被害者等が犯罪等を容認していた又は、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

(表彰)

第 12 条 村長は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○羽後町犯罪被害者等基本条例

平成十八年三月二十四日

羽後町条例第三号

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、羽後町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めること等により、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

二 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察その他の関係機関(町を除く。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。

三 町民等 町内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び町内において事業活動を行っている者をいう。

(町の責務)

第三条 町は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民等の責務)

第四条 町民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第五条 町は、町の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第六条 町は、犯罪等により日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第七条 町は、被害者等が犯罪等を容認若しくは誘発した又は集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができる。

(委任)

第八条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。

○東成瀬村犯罪被害者等支援基本条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、東成瀬村(以下「村」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本事項を定めること等により犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(2) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察、村を除くその他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)に定める犯罪被害者等早期援助団体、その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)、その他の関係する者をいう。

(3) 村民等 東成瀬村内に居住、在勤、在学、又は滞在している者及び東成瀬村内において事業活動を行っている者をいう。

(村の責務)

第 3 条 村は、犯罪被害者等の支援等に関し法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し及び実施するものとする。

(村民等の責務)

第 4 条 村民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(窓口の設置等)

第 5 条 村は、村の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 村は、犯罪被害者等の支援等にかかる業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第 6 条 村は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった村内に住所を有する犯罪被害者等に対し、訪問介護員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第 7 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等がさらなる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するための、一時保護、施設への入所等による保護又は犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保等の必要な施策を講じるものとする。

(就業の支援)

第 8 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

(支援体制の構築)

第 9 条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講じるものとする。

(民間団体に関する援助)

第 10 条 村は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供等必要な援助を行うものとする。

(支援を行わない場合)

第 11 条 村は、被害者等が犯罪等を容認していた、又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合には支援を行わないことができる。

(表彰)

第 12 条 村長は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○三芳町犯罪被害者等支援条例

平成13年3月19日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた町民又はその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族の心身の早期回復を願い、町として支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本の船舶若しくは日本の航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治2週間以上のものをいう。

3 この条例において「町民」とは、犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)により登録されている者とする。

4 この条例において「支援」とは、傷害支援金の支給、遺族支援金の支給、関係機関との連携及び職員研修体制の整備をいう。

(支援金の支給)

第3条 町は、犯罪行為により傷害を受けた者又は不慮の死を遂げた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者に対し傷害支援金又は第1順位遺族に対し遺族支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時にあっては、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支援金の額)

第5条 傷害支援金の額は、傷害の程度により、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全治2週間以上1月未満 30,000円

(2) 全治1月以上2月未満 100,000円

(3) 全治2月以上3月未満 150,000円

(4) 全治3月以上 200,000円

2 遺族支援金の額は、300,000円とする。

(支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする被害者又は遺族は、町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは、することができない。

(支援金の支給制限)

第7条 町長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(認定)

第8条 町長は、第6条の申請があつた場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(支援金の返還)

第9条 町長は、不正な手段により支援金を受けた者があつたとき、又は支援金の支給後において第7条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第10条 町は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者支援のためのネットワーク化を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第11条 町は、被害者相談に対応できる職員を育成するため、研修を行っていくものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為により受けた犯罪被害について適用する。

・三芳町犯罪被害者等支援条例施行規則

平成13年3月19日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町犯罪被害者等支援条例(平成13年三芳町条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金を支給しない場合)

第2条 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第3条の第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者)(以下「被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、傷害支援金又は遺族支援金(以下「支援金」という。)を支給しないものとする。

- (1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (3) 3親等内の親族
- (4) 同居の親族

第3条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、支援金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫ほう助する行為
- (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

第4条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支援金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)

(支援金の支給に関する特例)

第5条 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金を受けるときは、当該遺族支援金の額と既に支給された傷害支援金の額の差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から2年以上経過して死亡したときは、支給しない。

(傷害支援金の申請)

第6条 傷害支援金の支給について、条例第6条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、三芳町傷害支援金支給申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 身体上の傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (2) その他町長が必要と認めた書類

(遺族支援金の申請)

第7条 遺族支援金の支給について、条例第6条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、三芳町遺族支援金支給申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の審査結果通知)

第8条 町長は、支援金の支給に関する審査を行ったときは、速やかに三芳町支援金審査結果通知書(様式第3号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要は事項は、町長が別に定める。